

印鑑とは何か

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/1485030>

出版情報 : 心くおか : 会報. 120, pp.5-8, 2015-01. 福岡県土地家屋調査士会
バージョン :
権利関係 :

印鑑とは何か

学術顧問・九州大学大学院法学研究院教授

七戸克彦

1 不動産登記と印鑑証明

不動産登記令 16 条 2 項は「申請情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。次条第 1 項において同じ。）又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。」旨を規定し、同条 3 項は「前項の印鑑に関する証明書は、作成後 3 月以内のものでなければならない。」旨を規定する。代理権限証明情報、第三者の同意・承諾証明情報についても同様である（不登令 18 条 2 項・3 項、19 条 1 項・2 項）。

ところが、上記不登令の委任を受けた法務省令（不動産登記規則 48 条）の見出し書は、不登令にいう「印鑑に関する証明書」を「印鑑証明書」と表現しており（もっとも、不登規則 48 条、49 条、55 条の本文の表記は、不登令と同様「印鑑に関する証明書」である）、不動産登記事務取扱手続準則 34 条 2 項、35 条 3 項 1 号、46 条 1 項・2 項、49 条 2 項 4 号、104 条 2 項では、もっぱら「印鑑証明書」の用語が使用されている。

2 印鑑証明制度の沿革

印鑑証明の制度は、江戸期以来のわが国固有の公証制度に由来する。現在の公証制度の担い手は、明治期に西洋法（正確にはフランス法）を継受した公証人であるが、江戸期の公証制度の担い手は、名主・庄屋といった村役人（都市

部においては町役人）であった。一方、契約自由の原則も、明治期に西洋からもたらされたもので、江戸期以前においては、当事者の「意思」ではなく、「形式」が、法律効果（権利義務）を発生させる要件と認識されていた。そして、不動産取引に限らず、およそ社会的に重要な契約一般に関して、その法律効果を発生させる「形式」とは、①当事者の押印と、②村役人（名主・庄屋）・町役人による公証であった。

このうち、①押印についていえば、江戸期より前の時代には、戦国大名の花押のように、当事者は「署名」のみを行うのが通常であり、これに代わって「押印」が一般化するのには、江戸期に入ってからのことである。ただし、この場合に当事者が使用する印は、あらかじめ村役人・町役人に届け出たものでなければならなかった（印の登録の仕方には、五人組帳や宗門帳に直接押印させる方法と、押印した書面を提出させる方法とがあった）。そして、この印を用いた契約証文を当事者が作成して村役人・町役人のところへ持ち込むと、村役人・町役人は、証文の印影とあらかじめ届け出られた印影とを照合するとともに（それまでの時代における「署名（サイン）」の筆跡鑑定に代わるもの）、契約内容が不動産取引ならば、土地の表示や所有者が公簿（検地帳）と合致しているか等を審査したうえ、不都合がなければ証文に連署証印し、あるいは証文の末尾に奥書証印することによって、ようやく契約が成立して、権利変動の効果が発生することとなる。これが上記②江戸期の村役人（名主・庄屋）・町役人による公証制度であって、この制度（名主加判の制と呼ばれる）は、全国の検地が完了し検地帳が整備された江

戸初期末期から中期初期（18世紀初頭）に一般化したといわれる。

明治政府は、土地の所有権移転に関しては、地券の書換を成立要件としたが、しかし、建物の所有権移転や、土地・建物の質入・書入（さらにいえば不動産取引に限らず社会的に重要な契約一般）に関しては、江戸期の公証制度をそのまま承継し、旧幕時代の村役人（名主・庄屋）・町役人を戸長に任命して、その屋敷を戸長役場として公証事務に当たらせた。しかも、地租改正事業に目処が立った明治13年には、土地の所有権移転の要件についても、地券書換から江戸期以来の公証制度に立ち戻ったのである。

だが、旧幕時代には村役人・町役人であった戸長については、その資質に問題があり、不確実な公証が頻発した。そこで、明治政府は、①明治19年8月13日法律第1号「登記法」（旧登記法。日本ではじめての「法律」であり、また、不動産登記だけではなく、船舶登記・商業登記をも規律する総合的な登記法である）と②同日付法律第2号「公証人規則」によって、①不動産・船舶・法人（会社）に関しては、登記制度を創設して裁判官（区裁判所判事）の審査に委ねる一方、②会社（法人）の公証事務については登記と同じく区裁判所、自然人については公証人の審査に移行させることとした。

今日、会社・法人についての印鑑証明が登記所の事務となっているのは、上記①明治19年旧登記法以来の沿革であり、要するに、登記と印鑑証明は、歴史的には同一物であるところの一体的な実質的審査制度だったのである。

一方、上記②明治19年公証人規則で企図されたプランが首尾よく運べば、自然人に関する戸長の公証制度も、フランスと同様、公証人による私署証書の認証制度に置き換わっていたことだろう。しかし、実際には、公証人に私署証書の認証を依頼する者は少なく、結局、明治21年4月25日法律第1号「市制」「町村制」によって戸長役場の事務は市町村に引き継がれ、やがて、印鑑照合の方法を用いた契約の実質的審査という、制度が本来有していた機能を喪失して、現在の印鑑証明制度へと連なる。

3 「印鑑に関する証明書」「印鑑証明書」

上記のような沿革を有する現在の印鑑証明制度の問題点に関して、論ずるべき点は数多く存在するが、以下では、さしあたり、冒頭で触れた、登録印である旨の証明書の名称の不統一について述べておこう。

上記のように、不登令ではもっぱら①「印鑑に関する証明書」の用語が使用され、不登準則ではもっぱら②「印鑑証明書」の用語が使用され、不登規則では①・②の2通りの用語が使用される。

①「印鑑に関する証明書」——この表現を用いる法令は、上記不登令・不登規則のほか、自動車登録令16条、企業担保登記登録令8条2項2号・3項、企業担保登記規則6条2項など、計10法令がある。ただし、公証人法は、不登規則と同様、①「印鑑又ハ署名ニ関スル証明書」の用語と、②「印鑑証明書」の用語の両方を使用しており（①につき32条2項・36条6号、②につき28条2項）、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）2条5号は「印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」〔＝後記③の用語法〕という。）」とする。

②「印鑑証明書」——この用語を用いる法令は、上記不登規則・不登準則・公証人法のほか、登録免許税法施行規則2条の2第1項1号（2）その他21法令である。

③「印鑑登録証明書」——この用語を用いる法令には、上記地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律のほか、戸籍法施行規則11条の2第2号イ、旅券法施行規則2条1項2号イ、古物営業法施行規則15条3項1号・4号、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則5条1項1号など25法令がある。

のみならず、以下のような用語も存在する。

④「印鑑の証明書」——登記手数料令1条・10条、商業登記法12条・13条・52条・87条・91条、限定責任信託登記規則3条3項など13法令が用いる用語である。

⑤「印鑑証明」——土地区画整理法施行規則

16条2項1号は「借地権申告書に署名した者の印を証する印鑑証明」を添付「図書」として要求し、23条3項1号「借地権以外の権利の申告書に署名した者の印を証する印鑑証明」を添付「図書」として要求する。このほか都市再開発法施行規則1条の3・24条2項、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則30条2項等合計6法令の用いる表現である。

4 「証明を得た印鑑」

以上のほか、法令の中には、市区町村役場あるいは登記所の「証明を得た印鑑」の提出・添付を要求しているものもある。

たとえば鉱業登録令57条（印鑑の添附）1項は「鉱業権の移転又は共同鉱業権者の脱退の登録の申請をするときは、第14条、第41条の4又は第51条の規定により申請する場合及び国又は地方公共団体が登録義務者である場合を除き、申請書に市町村長又は区長の証明を得た登録義務者の印鑑（法人にあつては、法人の登記に関して印鑑を提出した登記所の証明を得た代表者の印鑑）を添附しなければならない。」旨を規定し、同条3項は「鉱業権の放棄による消滅の登録の申請をするときは、申請書に市町村長又は区長の証明を得た登録名義人の印鑑（法人にあつては、法人の登記に関して印鑑を提出した登記所の証明を得た代表者の印鑑）を添附しなければならない。」旨を規定する。さらに、下位法令である鉱業登録令施行規則8条の3（印鑑証明の有効期限）も「鉱業登録令第57条第1項又は第3項の規定により申請書に添付すべき市町村長若しくは区長又は登記所の証明を得た印鑑は、その証明の日から3月以内に到達したものに限るものとする。」と規定している。

ここにいう「印鑑」とは、印類（＝印章（無体物たるデザイン）が彫刻された印材のこと）ではなく（いうまでもないことだが、印類そのものを提出・添付してしまうと、業務に差し支える）、印の鑑（かがみ）のことである。

そもそも「鑑」の文字のうち「監」の部位は「盤に水をはり、自分の顔容を映す意の字」で、「もと水盤を用いたが、のち鏡鑑〔きょうかん〕

が作られた」（白川静『（新訂）字統』（平凡社、2004年）「鑑」139頁）。つまり、ここにいう「鑑〔＝鏡〕』とは、およそ一般に実体を映し出すものことを行い、その素材は、水鏡であると金属鏡（銅鏡など）であるとガラス鏡であるとを問わない。上記「印鑑」の用例も、同様に、印を映した鑑（鏡）であつて、その素材は、紙であろうとポリエステルフィルムであろうと電子データであろうと関係がない。もともと、従来の大半の法令は、印の「鑑」の素材として、紙であることを求めている。

なお、この点は、印鑑証明制度を構成する2つの要素――①印鑑の「登録」と②登録印の「証明」――のうち、①「登録」手続に関しても同様であつて、たとえば商業登記規則9条（印鑑の提出等）1項柱書前段は「印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもつてしなければならない。」旨を規定する。この書面は、旧商業登記規則（昭和26年法務府令第112号）においては「印鑑紙」と呼ばれ（旧8条「印鑑の提出は、附録第13号の様式により作成した印鑑紙をもつてするものとする。」）、この「印鑑紙」を編綴して「印鑑簿」が調製された（旧9条「印鑑簿の調製の様式及び印鑑紙の貼附の方法等は、法務局又は地方法務局長が定めるものとする。」）。なお、法人の印鑑証明については、磁気ディスク帳簿に移行した際（平成10年法務省令第29号による第15次改正）、「印鑑簿」の用語が「印鑑ファイル」に置き換えられ（登記に関して、磁気ディスク移行後も「登記簿」の用語が残ったのと異なる）、旧規則9条の「印鑑紙」の用語も消失したが、しかし、上記現行規則9条が規定するように、登録のための「印鑑の提出」が「当該印鑑を明らかにした書面」によって行われる点は、旧規則と同様である。

以上述べたように、「印鑑」の語は、そもそも印を映した鑑（鏡）の意であり、上記鉱業登録令その他の法令にいう「証明を得た印鑑」という用語法もまた、結論的にいえば、不動産登記令・不動産登記規則にいう「印鑑に関する証明書」「印鑑証明書」と、まったく同義ということになる。

5 直接証明方式・間接証明方式

ところで、水鑑や鏡鑑で実体を映し出す目的は、身繕い・化粧等のためであるが、印の鑑を市区町村・登記所に備え置き、登録された印の鑑を当事者に交付する目的は、一定の文書（たとえば登記申請書）の押印との間の異同を対比・照合することにある。つまり、ここにいう「印鑑」の用例は、「図鑑」や「名鑑」の用例と同様のものである（昆虫図鑑の目的も、捕獲した昆虫との対比・照合にある）。

では、あらかじめ登録した印章との対照を行う目的はどこにあるかといえ、それは、江戸期の公証制度（名主加判の制）にあつては、本人確認のみならず、人・物・意思のすべてに関する有効性の実質的審査にあつた。

一方、審査の方法に関して、江戸期の公証制度は、上述したように、当事者が押印した証文を名主のところに持ち込んで、名主が手許にある印鑑簿と直接対比・照合したうえ、相違なければ奥書押印をするものであつた。この印鑑証明の方法を「直接証明方式」という。

ところが、明治期以降の印鑑証明制度は、審査の対象に関して、もっぱら印章の同一性のみを審査する制度へと形骸化した（一方、明治19年旧登記法によって導入された登記制度においても、登記官は形式的審査しか行わないものとされたため、諸外国と比較して、登記が実体関係を反映する蓋然性が極端に低下した）。

のみならず、印鑑証明に関しては、第2次世界大戦後の昭和49年旧自治省（現・総務省）「印鑑登録証明事務処理要領」によって、審査・証明の方法もまた大きく変質した。それまで文書の押印を市区町村役場・登記所が直接審査・証明してきた手続（直接証明方式）を改め、市区町村・登記所が交付した印鑑証明書を用いて、提出部署（たとえば登記官）の側が文書の押印を照合・審査すべきものとされたのである。この現行の印鑑証明の方法を「間接証明方式」と呼んでいるが、ここに至って、江戸期以来の公証制度の有していた権利関係の実質的審査の制度趣旨は、見る影もなく消失した。

6 「印章」「印影」「実印」

平成26年10月1日現在、日本には8,034の法令があるが、このうち「印鑑」の語が登場する法令は132法令である。そして、その中には、上述したような印の鑑（多くは紙素材）の意味のほかに、印章が彫刻された印材（印顆）の意味で「印鑑」の語を用いる法令もある。たとえば船員法施行規則16条の2（貯蓄金の管理）第2項2号ハは船舶所有者の管理すべきものとして「通帳、印鑑等」を挙げ、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則87条（財産の分別管理）3項2号・4項は「管理組合等の印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するもの」の管理について規定する。

ちなみに、「印鑑」と同様、「印章」という用語（この語を用いる法令は33法令ある）もまた多義的であつて、①無体物たる抽象的なデザインの意味のほか、②印鑑証明と同じ意味で「署名又は印章の証明」という表現を用いる法令もあり（領事官の徴収する手数料に関する政令1条1項24号など）、さらに、③有体物たる印顆の意味で「印章」の語を用いる法令もある（割賦販売法施行令別表第一（第1条関係）13号、商標法施行規則別表（第6条関係）第16類8号「文房具類」（四）など）。

以上のほか、法令の中には、「印鑑〔印章〕」の届出ではなく、「印章の印影」の届出を要求するものもある（中小企業退職金共済法施行規則74条1項5号・104条2項など）。「印影」の語を用いる法令も33法令を数えるが、多くの法令では、「印章」は「署名」の対概念、「印影」は「筆跡」の対概念として用いられる。

その他、一般には、印鑑登録のされた印章のことを「実印」と呼んでいるが、しかし、この語を用いる法令（国税徴収法と民事執行法の2法律のみである）は、いずれも「実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの」を差押禁止財産・差押禁止動産とするもの（国税徴収法75条1項6号・民事執行法131条7号）——すなわち有体動産である「印顆」の意味で「実印」の語を用いるものである。